

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月4日

独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職 理事 藏重 徹雄

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 調達の名称

「ぜん息&COPD（慢性閉塞性肺疾患）のための生活情報誌 すこやかライフNo.48、No.49」の印刷・製本・発送業務

#### (2) 調達の特質等

##### 【業務の概要】

##### 1. 印刷業務

- ①すこやかライフ48号 60,000部
- ②すこやかライフ49号 60,000部

##### 2. 発送業務

継続読者に対して、要望部数を梱包の上、発送を行う。

平成28年6月時点（箇所数：5,400箇所程度 部数：33,300部程度）

※随時、継続読者の申込み、辞退、送付部数の変更を受け付けているため、各号において送付箇所数、部数に変更が生じる。

#### (3) 期間

契約締結の日から平成29年3月17日まで

#### (4) 入札方法

- ①入札金額については業務に要する一切の費用を含めた額とする。
- ②落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 競争入札に参加することができない者

- ①当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ②独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条（別紙参考）の規定に該当する者。

#### (2) 平成28年・29年・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

#### (3) 入札説明書の交付を受けた者であること。

#### (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、問合せ先等

#### (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
ミュージアム川崎セントラルタワー8階  
独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部管理課 磯田 宜子、鈴木 正輝  
e-mail:y-kanri@erca.go.jp  
電話:044-520-9564  
FAX:044-520-2134

#### (2) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告の日から平成28年8月1日(月)の17:00までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。その後、機構から入札説明書一式のデータを交付する。

#### <必要事項>

メール件名:【入札説明書希望】すこやかライフ印刷発送業務

- 本文:①会社名  
②所属部署  
③担当者名  
④電子メールアドレス  
⑤電話番号  
⑥入札説明書を希望する入札の名称

なお、メールを送受信する環境がない場合には、平成28年8月1日(月)までの平日の10:00~17:00の時間帯(ただし、12:00~13:00は除く)に、上記(1)の連絡先に電話またはFAXで上記必要事項を連絡すること。その後、機構からFAXもしくは郵送で入札説明書一式を交付する。

#### (3) 入札説明会の日時

平成28年7月20日(水) 11時00分

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
ミュージアム川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

※本説明会への参加は任意とし、当日は配布された入札説明書等一式を印刷して必ずご持参ください。

### 4. 競争執行の日時及び場所

#### (1) 入札

平成28年8月2日(火) 14時00分

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
ミュージアム川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

#### (2) 開札

入札終了後直ちに開札する。

## 5. その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金に関する事項 免除する。
- (3) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) その他詳細は入札説明書による。

## 6. 契約情報の公表について

- (1) 契約及びその公表に関する基準に伴う公表（詳細は当機構ホームページ「調達情報」参照）

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

- (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、次のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって本件に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

### ①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (イ) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- (ロ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### ②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (イ) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- (ロ) 当機構との間の取引高

- (ハ) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- (ニ) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③当方に提出していただく情報

(イ) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

(ロ) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者等を当機構のホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

(一般競争等に参加させることができない者)

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争等に参加させないことができる者)

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。